



意見書第 1 号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による「福祉・介護職員などの処遇改善を求める意見書」を、宮代町議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和4年3月28日提出

宮代町議会議長 合川 泰治 様

提出者 宮代町議会議員

丸 井 栄 一

賛成者

〃

小 河 原 正

〃

〃

西 村 誠 久

〃

〃

金 子 正 志

〃

〃

北 山 妙 子

〃

〃

塚 村 香 織

〃

〃

山 下 秋 夫

福祉・介護職員などの処遇改善を求める意見書

「老人福祉・介護事業所」の倒産が令和元年、令和2年と過去最多を更新しています。令和3年もコロナ禍で利用控えが長期化し、感染防止などの費用負担が経営を圧迫しています。

介護職員などの平均給与は全産業平均より月8万円～10万円も低い状況におかれるなど、劣悪な労働条件が長らく放置されてきました。特に、介護職員は離職者も多く、慢性的な人手不足が大問題となっています。

こうした中、国は福祉・介護職員の処遇改善臨時特例交付金（令和3年度補正予算）で今年2月から前倒して収入を3%（平均月額9千円程度）引き上げる予算を計上しました。

しかし、補正予算では国の全額負担は今年2月から9月までで、10月以降については国の負担が大幅に減り、自治体負担やサービス利用者・被保険者の新たな負担増が懸念されています。

介護事業者から応益負担にするものとの批判も強く、現場の声を受け、全国市長会からも負担が過重にならないよう必要な措置を求める動きも起きています。

福祉・介護などのケア労働者は、コロナ禍で人命を守り、住民の生活を支えるかけがえのない役割を果たしており、専門職に相応しい処遇改善は待ったなしの課題です。

よって、政府におかれては、福祉・介護職員の給料や手当の引き上げなどの処遇改善を公的責任で実施されることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月 日

埼玉県南埼玉郡宮代町議会議長

衆議院議長	細田 博之 様
参議院議長	山東 昭子 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
厚生労働大臣	後藤 茂之 様
財務大臣	鈴木 俊一 様